

第61回

定時株主総会 招集ご通知

2019年9月1日～2020年8月31日

日時

2020年11月26日（木曜日）午前10時

場所

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号
当社本店 3階会議室

※新型コロナウイルスに関するお知らせ
新型コロナウイルス感染防止のため、本年の株主総会においては、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただき、皆さまのご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くご推奨申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2020年11月25日（水曜日）午後6時まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
(添付書類)	
事業報告	9
計算書類	24
監査報告書	35

招集ご通知

(証券コード 8184)
2020年11月5日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

株 式 会 社 **島 忠**

代表取締役社長 岡 野 恭 明

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び皆様の安全・安心の観点から、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、皆様のご健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2020年11月25日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権行使方法の詳細は、P.3～P.4「議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

なお、本株主総会会場におきましては、適切な感染防止策を実施させていただきますが、会場席数が例年より減少する見込みのため、当日の入場をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年11月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号 当社本店 3階会議室
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項 第61期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. 議決権の行使にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。

書面により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2020年11月25日（水曜日）午後6時まで
に**到着**するようにご返送ください。

インターネット等により
議決権を行使していただく場合

- ▶ 4頁の「インターネット等による議決権の行使」をご確認のうえ、
2020年11月25日（水曜日）午後6時まで
に賛否を**ご入力**ください。

- (注) 1. 開場時刻は、午前9時とさせていただきます。
2. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://www.shimachu.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載することによりお知らせいたします。
 4. 第61回定時株主総会決議等ご通知は、第61回定時株主総会終了後に当社ホームページ (<https://www.shimachu.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の3つの方法があります。



株主総会への出席

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2020年11月26日（木曜日） 午前10時

場 所 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号
当社本店 3階会議室



議決権行使書の郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年11月25日（水曜日） 午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号

議決権行使回数

議案 (ご説明 詳細)

賛否表示欄

お 願 い

各議案につき賛否の表示がない場合は、賛否の表示がなかったものとして取り扱います。

株式会社島忠

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

株式会社島忠

●こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議案

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 全員賛成の場合 | 「賛」の欄に○印 |
| 全員否認する場合 | 「否」の欄に○印 |
| 一部の候補者を否認する場合 | 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。 |

インターネット等による議決権行使に必要な
議決権行使コードとパスワードは裏面に記載されています。

【議決権の行使のお取扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

※議決権行使書はイメージです。



インターネット等による議決権の行使

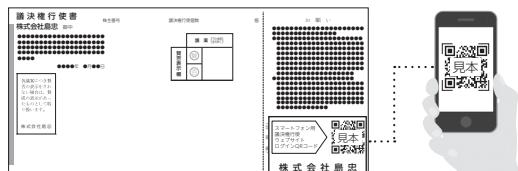
当社指定の議決権行使ウェブサイトにて以下のいずれかの方法によりアクセスし、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2020年11月25日（水曜日）午後6時入力分まで**

QRコードを読み取る方法 （スマート行使）

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※議決権行使書はイメージです。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

注意 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード*を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



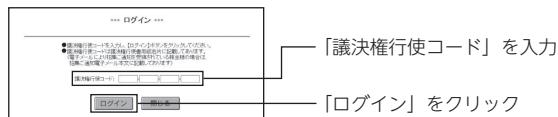
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

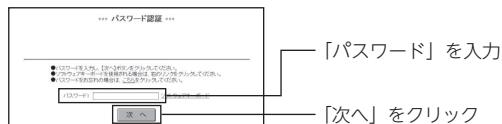
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて】

- ①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ②パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン・スマートフォン・
携帯電話の操作方法に関する
お問い合わせ先

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・スマートフォン・携帯電話の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120 (652) 031 (受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	おか の たか あき 岡 野 恭 明	代表取締役社長 再任 社内	17/17回 (100%)
2	くし だ しげ ゆき 櫛 田 茂 幸	専務取締役店舗開発本部長 再任 社内	17/17回 (100%)
3	おお しま こういちろう 大 島 浩一郎	常務取締役改革推進本部長 再任 社内	17/17回 (100%)
4	ほそ かわ ただ ひろ 細 川 忠 祐	取締役IT戦略・人財開発本部長 再任 社内	17/17回 (100%)
5	おり もと かず や 折 本 和 也	取締役経営企画本部長 再任 社内	17/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
1	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p style="text-align: center;">おか の たか あき 岡野 恭 明 (1972年12月25日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17/17回 (100%)</p>	<p>2003年7月 株式会社島忠ホームズ入社 2007年9月 当社入社 2009年8月 当社家具営業部長 2010年3月 当社家具商品部長 2012年7月 当社人事部長 2013年9月 当社執行役員人事部長 2014年11月 当社取締役人事部長 2015年7月 当社取締役人事部長兼総務部長 2015年9月 当社取締役総務部長 2016年7月 当社取締役家具営業本部長 2017年3月 当社取締役仙川店統括店長 2017年8月 当社取締役社長室長 2017年11月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や管理部門での職務に携わり、2017年11月から当社代表取締役として、その豊富な経験と深い見識を活かし経営全般に能力を発揮しております。当社を牽引するリーダーとして取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	11,500株
2	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p style="text-align: center;">くし だ しげ ゆき 櫛田 茂 幸 (1969年1月14日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17/17回 (100%)</p>	<p>2002年11月 株式会社島忠ホームズ入社 2007年9月 当社入社 2008年2月 当社ホームセンター商品部長 2011年11月 当社取締役ホームセンター営業副本部長 2012年9月 当社常務取締役ホームセンター営業本部長 2013年11月 当社取締役新規事業部長 2014年6月 当社取締役ホームセンター商品部長 2015年1月 当社取締役統括商品部長 2015年7月 当社取締役ホームセンター商品部長兼営業企画室長 2015年11月 当社取締役ホームセンター商品部長 2016年7月 当社取締役店舗開発部長 2017年11月 当社取締役開発本部長 2018年11月 当社取締役店舗開発本部長 2019年11月 当社専務取締役店舗開発本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や商品部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>	8,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
3	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p>おおしま こういちろう 大島 浩一郎 (1969年8月3日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17/17回 (100%)</p>	<p>1999年2月 当社入社 2001年7月 当社草加店長 2006年1月 当社ホームセンター営業部第2営業部長 2012年7月 当社ホームセンター営業部長 2013年2月 当社ホームセンターリフォーム部長 2015年6月 当社ホームセンター営業本部長 2015年9月 当社執行役員ホームセンター営業本部長 2015年11月 当社取締役ホームセンター営業本部長 2017年8月 当社取締役営業本部長 2018年11月 当社取締役改革推進本部長 2019年11月 当社常務取締役改革推進本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	7,000株
4	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p>ほそかわ ただひろ 細川 忠祐 (1976年1月24日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17/17回 (100%)</p>	<p>2003年10月 当社入社 2010年6月 当社蘇我店長 2011年7月 当社家具商品部長 2013年2月 当社家具リフォーム部長 2015年2月 当社家具営業本部長 2015年9月 当社執行役員家具営業本部長 2015年11月 当社取締役家具営業本部長 2016年7月 当社取締役販売促進部長 2017年3月 当社取締役東村山店統括店長 2017年8月 当社取締役総務部長 2017年11月 当社取締役管理本部長 2018年11月 当社取締役IT戦略・人材開発本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や商品部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	6,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
5	<p>再任 社内</p> <p>おりもと かずや 折本和也 (1972年9月26日生)</p> <p>取締役会への出席状況 17/17回 (100%)</p>	<p>1996年11月 当社入社 2005年1月 当社草加店長 2007年6月 当社経理課長 2011年3月 当社経理部長 2016年7月 当社執行役員経理部長 2017年11月 当社取締役経営企画本部長 (現任)</p> <p><取締役候補者とした理由> 同氏は入社以来、営業部門や経理部門での職務に携わり、その豊富な経験と深い見識を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献すると考えられることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	6,200株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

事業報告 (2019年9月1日から2020年8月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題等の不安定な国際情勢の中、政府による経済対策や金融政策を背景に緩やかな回復基調にあったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による国内外の経済活動の縮小により景気は急速に悪化し、これまでにない先行きが不透明な状況で推移いたしました。

小売業におきましても、お客様の生活様式の多様化による消費行動の変化や、業種業態の垣根を超えた競争の激化が続き、Eコマースや個人間の再利用品売買等、実店舗以外での消費拡大が加速しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しが立たないことから、小売業界を取り巻く環境は厳しいものとなりました。

このような状況のもと当社は、「中期経営計画2021」の2年目として掲げた構造改革プロジェクト（店舗開発、業態開発、コスト構造改革、経営インフラ整備）に取り組んでまいりました。

店舗の状況につきましては、2020年5月にホームズFUJI MALL吹上店（埼玉県鴻巣市）、2020年7月にホームズスリーpraらぽーと富士見店（埼玉県富士見市）を開店し、2019年12月に柏店（千葉県柏市）、2020年8月に横浜店（神奈川県横浜市）を閉店いたしました。これにより、当事業年度末時点の店舗数は60店舗となりました。また、既存店では2019年10月に売場面積が約2倍となる増床をしたホームズ所沢店（埼玉県所沢市）がリニューアルオープンし、業態開発としてダイソーを展開するための改装を6店舗、食品スーパーをテナントとして導入するための改装を2店舗行いました。

設備投資及び資金調達の状況につきましては、当事業年度の設備投資総額は25億9千万円で、その主なものは、新規出店に伴う店舗の建設費及び既存店の改装費であり、全て自己資金でまかないました。

これらの結果、当事業年度の営業収益は1,535億4千万円（前期比4.9%増）、営業利益は95億9千8百万円（前期比6.7%増）、経常利益は100億9千4百万円（前期比10.4%増）、当期純利益は64億2千2百万円（前期比6.2%増）となりました。

- (2) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- (3) 事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

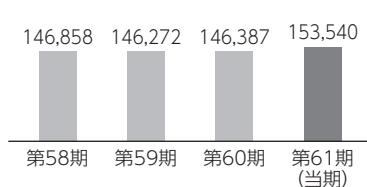
(6) 財産及び損益の状況

期別 項目	第58期 (2016年9月1日から 2017年8月31日まで)	第59期 (2017年9月1日から 2018年8月31日まで)	第60期 (2018年9月1日から 2019年8月31日まで)	第61期(当事業年度) (2019年9月1日から 2020年8月31日まで)
営業収益	146,858 ^{百万円}	146,272 ^{百万円}	146,387 ^{百万円}	153,540 ^{百万円}
経常利益	10,766 ^{百万円}	10,541 ^{百万円}	9,143 ^{百万円}	10,094 ^{百万円}
当期純利益	6,277 ^{百万円}	4,301 ^{百万円}	6,049 ^{百万円}	6,422 ^{百万円}
1株当たり 当期純利益	132.49 ^円	94.11 ^円	139.61 ^円	156.80 ^円
総資産	243,353 ^{百万円}	241,650 ^{百万円}	237,305 ^{百万円}	237,346 ^{百万円}
純資産	199,860 ^{百万円}	194,288 ^{百万円}	188,698 ^{百万円}	181,584 ^{百万円}

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

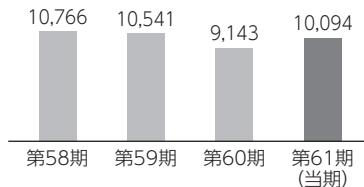
営業収益

単位：百万円



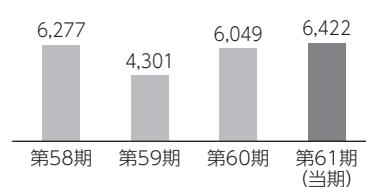
経常利益

単位：百万円



当期純利益

単位：百万円



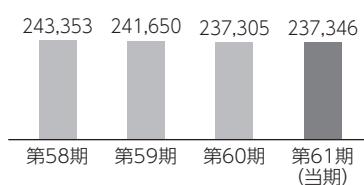
1株当たり当期純利益

単位：円



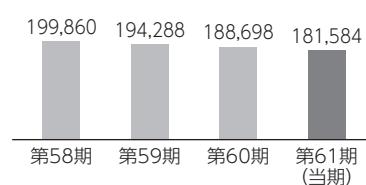
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円



(7) 対処すべき課題

今後の見通しと対処すべき課題につきましては、新型コロナウイルス感染症による多くの時間を自宅で過ごすという新しい生活様式が広がり、当社の事業においては足元での需要は拡大いたしました。今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況、景気や個人消費に与える影響を含め、家具・ホームセンター事業においても予断を許さない環境になるものと予想されます。

このような状況のもと、当社といたしましては、全てのステークホルダーの皆様の安心安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組むとともに、「中期経営計画2021」の最終年度として、以下のとおり構造改革プロジェクトに継続して取り組んでまいります。

①店舗開発

- ・既存店の改装・増床の積極推進
- ・従来型店舗の出店抑制とShop in Shop の出店積極化

②業態開発

- ・ライフスタイル提案型売場の積極展開
- ・テナント、フランチャイズの新規導入による集客拡大
- ・インテリアEコマースの体制整備

③コスト構造改革

- ・予測型の発注導入、納品頻度集約等による粗利率改善
- ・物流改革、省人化等による販管費抑制

④経営インフラ整備

- ・人事制度の見直し
- ・業務効率化、セキュリティ向上等を図る情報システムの更新
- ・Tポイントによるデータベースマーケティングの構築
- ・ブランドマネジメントの再構築

⑤その他

- ・M&Aの積極推進

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容（2020年8月31日現在）

当社は、家具・インテリア全般と家庭用・園芸用・スポーツ用・レジャー用の商品及び住宅関連用品の小売業を主体とし、その他これに付帯するサービスの提供を行っております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な営業拠点等（2020年8月31日現在）

① 本部 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

② 営業店

都府県別	区分	店舗名	店舗数
埼玉県	複合店	草加店、大宮本店、春日部本店、越谷店、和光店、新座店、川口朝日店、ホームズ川越店、ホームズ宮原店、ホームズ三郷中央店、ホームズ草加舎人店、ホームズ浦和南店、ホームズ与野店、ホームズ川越的場店、ホームズ所沢店	15
	家具店	ホームズ春日部店、ホームズスリープららぽーと富士見店	2
	H C 店	エッサン飯能店、加須店、八潮店、浦和中尾店、ホームズ川口店、ホームズさいたま中央店、ホームズFUJI MALL吹上店	7
東京都	複合店	大田千鳥店、大谷田店、府中店、江東猿江店、中野店、ホームズ葛西店、ホームズ小平店、ホームズ平井店、ホームズ中野本店、ホームズ足立小台店、ホームズ仙川店、ホームズ昭島店、ホームズ東村山店、ホームズ町田三輪店、ホームズ北赤羽店	15
神奈川県	複合店	荏田店、茅ヶ崎店、東戸塚店、海老名店、ホームズ相模原店、ホームズ横須賀店、ホームズ新山下店、ホームズ新川崎店、ホームズ川崎大師店、ホームズ大和店、ホームズ港北高田店	11
千葉県	複合店	ホームズ蘇我店、ホームズ幕張店	2
	家具店	ホームズ千葉ニュータウン店、ホームズKITE MITE MATSUDO店	2
	H C 店	松戸店	1
栃木県	家具店	足利店	1
大阪府	複合店	ホームズ南津守店、ホームズ寝屋川店、ホームズ鶴見店	3
兵庫県	複合店	ホームズ尼崎店	1
合計		複合店 47店、 家具店 5店、 HC店 8店	60

(注) 複合店は、家具店とHC店を複合した店舗であり、HC店は、ホームセンター店の略であります。

(11) 従業員の状況 (2020年8月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,579名 (2,940名)	20名増 (41名増)	37歳 1ヶ月	10年 1ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業員数を記載しております。

2. 上記の従業員数の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー)であり、人数は1日8時間換算による期中平均人数であります。

(12) 主要な借入先の状況 (2020年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	5,000百万円

(13) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年10月2日、DCMホールディングス株式会社(以下「DCM」といいます。)との経営統合(以下「本経営統合」といいます。)に合意し、同日開催の取締役会において、本経営統合に係る経営統合契約(以下「本統合契約」といいます。)を締結すること、及び、本経営統合の一環として、DCMによる当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。なお、当該取締役会決議は、DCMが本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

また、当社は、2020年10月2日、DCMとの間で、本経営統合後のDCM及びその子会社と当社との業務提携その他の事業運営や当社の経営体制等を定める本統合契約を締結いたしました。

なお、2020年10月2日に公表いたしました「2020年8月期配当予想の修正に関するお知らせ」とおり、本公開買付けにおける買付け等の価格は、当事業年度の期末配当が行われないことを前提として総合的に判断・決定されていることから、当事業年度における期末配当は行わないことといたしました。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2020年8月31日現在）

① 発行可能株式総数	178,781,799株
② 発行済株式の総数	42,609,104株
③ 株主数	4,207名
④ 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,360 ^{千株}	8.62%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,091	7.93
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	2,499	6.41
アイリスオーヤマ株式会社	2,000	5.13
株式会社埼玉りそな銀行	1,342	3.44
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,060	2.72
島 村 均	1,008	2.58
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	863	2.21
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	802	2.05
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	772	1.98

(注) 1. 当社は2020年8月31日現在、自己株式3,653千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

ア. 自己株式の取得

2020年1月9日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 3,582千株

取得価額の総額 9,999百万円

取得した期間 2020年1月10日～2020年5月21日

イ. 自己株式の消却

2019年10月11日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数 普通株式 5,280千株

自己株式の消却額 16,329百万円

消却日 2019年10月31日

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度末における当社役員が有する新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他、新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年8月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 野 恭 明	
専務取締役	櫛 田 茂 幸	店舗開発本部長
常務取締役	大 島 浩 一 郎	改革推進本部長
取 締 役	細 川 忠 祐	IT戦略・人財開発本部長
取 締 役	折 本 和 也	経営企画本部長
取締役(監査等委員)	久 保 村 康 史	指名報酬委員会委員長 久保村法律事務所所長
取締役(監査等委員)	田 島 康 嗣	指名報酬委員会委員 田島康嗣税理士事務所所長
取締役(監査等委員)	今 井 光	指名報酬委員会委員 サイバーダイン株式会社 社外取締役 大平洋金属株式会社 社外取締役
取締役(監査等委員)	西 川 英 彦	指名報酬委員会委員 法政大学経営学部教授兼 大学院経営学研究科教授 株式会社ユナイテッドアローズ 社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)久保村康史氏、取締役(監査等委員)田島康嗣氏、取締役(監査等委員)今井光氏及び取締役(監査等委員)西川英彦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)田島康嗣氏及び取締役(監査等委員)今井光氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・田島康嗣氏は、税理士の資格を有しております。
 - ・今井光氏は、長年にわたり経営者として財務に携わってきた経験があります。
3. 2019年11月28日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって、海老原夕美氏、出村敏文氏及び山口廣男氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 2019年11月28日開催の第60回定時株主総会において、今井光氏、西川英彦氏は、新たに取締役(監査等委員)に選任され、同日付で就任いたしました。
5. 当社は、監査等委員会設置会社制度のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施できる体制を整備しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

6. 当社は、取締役（監査等委員）田島康嗣氏、取締役（監査等委員）久保村康史氏、取締役（監査等委員）今井光氏及び取締役（監査等委員）西川英彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 社外役員以外の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「⑤ 社外役員に関する事項」に記載しております。
8. 取締役（監査等委員）田島康嗣氏は、2020年9月4日、逝去により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
榎田茂幸	取締役店舗開発本部長	専務取締役店舗開発本部長	2019年11月28日
大島浩一郎	取締役改革推進本部長	常務取締役改革推進本部長	2019年11月28日

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 (1名)	232百万円 (2百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6名 (5名)	27百万円 (22百万円)
合計 （うち社外取締役）	12名 (6名)	259百万円 (24百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第56回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。またこの内、社外取締役分は10百万円以内。）、取締役（監査等委員）について年額32百万円以内と決議いただいております。また、これとは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2019年11月28日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）について年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には、2019年11月28日開催の第60回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）（社外取締役）1名及び取締役（監査等委員）2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額53百万円（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役5名に対し53百万円）

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）久保村康史氏は、久保村法律事務所の所長であります。当社と久保村法律事務所との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）田島康嗣氏は、田島康嗣税理士事務所の所長であります。当社と田島康嗣税理士事務所との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）今井光氏は、サイバーダイン株式会社及び大平洋金属株式会社の社外取締役であります。当社とサイバーダイン株式会社及び大平洋金属株式会社との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）西川英彦氏は、法政大学経営学部教授兼大学院経営学研究科教授及び株式会社ユナイテッドアローズの社外取締役（監査等委員）であります。当社と法政大学及び株式会社ユナイテッドアローズとの間に特別の関係はありません。

イ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	久保村康史	当事業年度に開催の取締役会17回の全てに、また、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	田島康嗣	当事業年度に開催の取締役会17回の全てに、また、監査等委員会18回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	今井光	2019年11月28日就任以降、当事業年度に開催の取締役会14回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かした専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	西川英彦	2019年11月28日就任以降、当事業年度に開催の取締役会14回のうち13回に、また、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。主に小売業界での豊富な経験と経営学部の大学教授としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 25百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社内規範の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義して、以下のコンプライアンス体制を整備し、総務部においてその取り組みを横断的に推進・統括する。

ア. 当社は、すべての取締役及び使用人の行動規範としてコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、各自の業務執行にあたり法令、定款、諸規程など、企業倫理の遵守を指導・徹底するとともに、定期的にコンプライアンス研修を実施する。

- イ. 監査等委員会及び内部監査室は、職務の遂行状況につき、法令、定款、内部監査規程に基づき適合性の確認を行う。
 - ウ. 法令、諸規程、企業倫理に反する行為を早期に発見し是正することを目的とした社内通報制度を整備し、運用を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役の職務の執行に係る情報については、総務部が文書管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - イ. 取締役からの閲覧要請があった場合、常時、本社において閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 全社のリスク管理に関する統括責任者として管理部門の担当取締役を任命し、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。
 - イ. 事業に関するコンプライアンス及び各種リスクに対しては、それぞれ担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行う。
 - ウ. 内部監査室は、リスク管理体制の実効性を監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針及び業務執行上の重要事項を決議するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う。
 - イ. 経営活動を効率的、機動的に行うための協議決定機関として、毎週、経営会議を開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
 - ウ. 取締役会の決定に基づく業務執行は、職制規程、職務分掌規程に基づき行う。
- ⑤ 財務の適正性を確保するための体制
- 当社は財務報告の適正性を確保するため金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備することにより、全社的な内部統制や業務プロセスについて、継続的に評価し必要な改善を図るものとする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ア. 監査等委員会は、内部監査室等の使用人にその職務の補助に必要な業務を命じることができるものとする。その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が

- 意見の交換を行う。
- イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会が指定した期間においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び所属長の指揮命令は受けないものとし、人事評価においても監査等委員会が行う。当該使用人の人事異動に関しては、事前に監査等委員会と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
 - イ. 監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議、営業会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求める。
 - ⑧ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
 - イ. 監査等委員会は、取締役及び使用人から得た情報については、情報提供者が特定される事項については取締役会等への報告義務を負わない。
 - ウ. 監査等委員会は、報告を行った取締役及び使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
 - ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。

イ. 監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなどの連携を図る。

ウ. 監査等委員会が、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家と連携を図る機会を確保する。

⑪ 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関等より情報を収集し、事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門組織と連携の上、組織として速やかに対応できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は本体制の整備・運用状況について「内部統制方針書」に基づき定期的に評価し、運用上見出された問題点等があった場合は、必要な是正・改善措置を講じております。また、法令や経営環境の変化等に対しても見直しを行い、効果的な体制の整備・運用を実施しております。

当事業年度に実施した当社における内部統制システムの主な運用状況は、以下のとおりであります。

取締役会を当事業年度に17回開催し、法令に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

監査等委員会を当事業年度に18回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席とともに、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

取締役会全体の実効性評価については、外部機関の助言を得ながら全取締役（監査等委員を含む。）を対象に個別にアンケートを実施いたしました。調査結果からは、取締役会の運営等おおむね肯定的な評価が得られており、取締役会全体の実効性について確保されていると認識いたしました。

コンプライアンスについては、各部署から選任されたコンプライアンス委員が適宜情報交換を行いました。また、コンプライアンス意識の浸透を図るため、様々な職種・役職においてコンプライアンス研修を実施いたしました。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てております。

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	52,196	流動負債	40,382
現金及び預金	12,193	支払手形	159
売掛金	8,401	買掛金	23,184
有価証券	7,821	短期借入金	5,000
商品及び製品	18,961	リース債務	129
前払費用	794	未払金	3,894
未収入金	610	未払費用	1,531
その他	3,414	未払法人税等	1,959
貸倒引当金	△1	前受金	3,262
		預り金	338
		賞与引当金	827
		事業構造改革引当金	94
		その他	2
固定資産	185,150	固定負債	15,378
有形固定資産	166,526	リース債務	312
建物	66,408	長期未払金	227
構築物	1,437	退職給付引当金	3,793
車輛運搬具	0	資産除去債務	7,380
工具、器具及び備品	1,355	長期預り金	3,665
土地	95,483	負債合計	55,761
リース資産	405	純資産の部	
建設仮勘定	1,435	株主資本	182,056
無形固定資産	510	資本金	16,533
ソフトウェア	454	資本剰余金	19,344
その他	55	資本準備金	19,344
投資その他の資産	18,113	利益剰余金	156,398
投資有価証券	519	利益準備金	1,295
長期前払費用	1,060	その他利益剰余金	155,103
前払年金費用	426	固定資産圧縮積立金	130
繰延税金資産	3,904	別途積立金	144,400
差入保証金	9,153	繰越利益剰余金	10,572
その他	3,144	自己株式	△10,220
貸倒引当金	△96	評価・換算差額等	△471
		その他有価証券評価差額金	△471
資産合計	237,346	純資産合計	181,584
		負債及び純資産合計	237,346

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

科 目	金 額	
		百万円
売上高		146,694
売上原価		97,251
売上総利益		49,443
不動産賃貸収入		6,845
営業総利益		56,289
販売費及び一般管理費		46,691
営業利益		9,598
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	98	
受取手数料	143	
自動販売機手数料	155	
物品売却益	19	
その他	203	629
営業外費用		
支払利息	6	
投資事業組合運用損	11	
自己株式取得費用	13	
支払賃借料	33	
その他	69	133
経常利益		10,094
特別利益		
受取保険金	38	38
特別損失		
固定資産処分損	23	
災害による損失	46	
店舗閉鎖損失	98	
新型コロナウイルス感染症による損失	482	652
税引前当期純利益		9,480
法人税、住民税及び事業税	3,160	
法人税等調整額	△102	3,057
当期純利益		6,422

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2019年9月1日から
2020年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	16,533	19,344	-	19,344	1,295	135	144,400	24,259	170,089
当期変動額									
剰余金の配当								△3,782	△3,782
当期純利益								6,422	6,422
固定資産圧縮積立金の取崩						△4		4	-
自己株式の取得									
自己株式の消却								△16,329	△16,329
自己株式の処分			△1	△1					
自己株式処分差損の振替			1	1				△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△4	-	△13,686	△13,691
当期末残高	16,533	19,344	-	19,344	1,295	130	144,400	10,572	156,398

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△16,643	189,324	△625	△625	188,698
当期変動額					
剰余金の配当		△3,782			△3,782
当期純利益		6,422			6,422
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
自己株式の取得	△10,003	△10,003			△10,003
自己株式の消却	16,329	-			-
自己株式の処分	97	95			95
自己株式処分差損の振替		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			154	154	154
当期変動額合計	6,423	△7,268	154	154	△7,113
当期末残高	△10,220	182,056	△471	△471	181,584

(記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。)

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主要な減価償却資産の耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～47年
構 築 物	6年～20年
器 具 備 品	2年～10年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

④ 投資その他の資産（長期前払費用）

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

- (1) 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- (2) 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生時の翌事業年度に一括損益処理しております。

5. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

[表示方法の変更]

前事業年度において、営業外費用の「雑損失」に含めておりました「自己株式取得費用」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記しております。

[会計上の見積りの変更]

当社は、一部の店舗について閉店を決議したことにより、閉店に伴い利用不能となる固定資産の耐用年数を短縮し、閉店までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益は204百万円減少しております。

[新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて]

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が少なくとも一定期間継続するという仮定に基づき、固定資産の減損損失や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響に関しては不確実性が多く、翌事業年度以降の当社の財政状態、経営成績の状況に重要な影響を及ぼす可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額 68,071百万円
2. 担保資産
投資有価証券1百万円を営業保証の担保に提供しております。

[損益計算書に関する注記]

新型コロナウイルス感染症による損失の主な内訳は、臨時休業中の店舗で発生した賃借料や減価償却費等の固定費等を計上しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	47,889,104	-	5,280,000	42,609,104

(変動事由の概要)

取締役会決議による自己株式の消却による減少 5,280,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式（株）	5,381,588	3,583,629	5,311,400	3,653,817

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加	1,229株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	3,582,400株
取締役会決議による自己株式の処分による減少	31,400株
取締役会決議による自己株式の消却による減少	5,280,000株

3. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株あたり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2019年11月28日 定時株主総会	普通株式	1,700	40.0	2019年8月31日	2019年11月29日
2020年4月9日 取締役会	普通株式	2,082	50.0	2020年2月29日	2020年5月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	2,248百万円
減損損失	1,242百万円
退職給付引当金	1,155百万円
賞与引当金	251百万円
その他有価証券評価差額金	202百万円
長期預り金	173百万円
未払事業税	132百万円
未払事業所税	112百万円
その他	445百万円
繰延税金資産小計	5,964百万円
評価性引当額	△348百万円
繰延税金資産合計	5,615百万円
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務対応分）	△1,513百万円
前払年金費用	△130百万円
その他	△66百万円
繰延税金負債合計	△1,710百万円
繰延税金資産純額	3,904百万円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性、流動性及び収益性を考慮した運用を行っております。当社は現状、運転資金及び設備投資資金については自己資金で全て賄えており、基本的には外部調達は不要の状況にあります。大型設備投資等の特別な資金需要が発生した場合は、必要に応じて外部調達をすることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年8月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	12,193	12,193	-
(2) 売掛金	8,401	8,401	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	8,134	8,134	-
(4) 差入保証金	5,781	5,672	△109
資産計	34,510	34,401	△109
(1) 買掛金	23,184	23,184	-
(2) 長期預り金	2,474	2,431	△42
負債計	25,658	25,615	△42

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は公表されている基準価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期預り金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

(注2) 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	29
投資事業有限責任組合への出資(※2)	177
差入保証金(※3)	4,320
長期預り金(※4)	1,190

- (※1) 非上場株式は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。
- (※2) 投資事業有限責任組合への出資は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。
- (※3) 賃貸借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 差入保証金」には含めておりません。
- (※4) 賃貸借期間の延長可能な契約に係る長期預り金は、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「負債(2) 長期預り金」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都及びその他の地域において、賃貸等不動産を保有しております。また、東京都及びその他の地域において、店舗の一部を賃貸収入を得ることを目的として賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産	6,673	△78	6,595	5,937
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	26,435	△1,281	25,153	23,008

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく価額であります。第三者からの取得や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて評価した金額によっております。また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価としております。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	4,661円36銭
2. 1株当たり当期純利益	156円80銭

[資産除去債務に関する注記]

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約等に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は主に定期借地権契約期間を採用し、割引率は0.0%～1.7%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	7,277百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	65百万円
時の経過による調整額	37百万円
期末残高	7,380百万円

[重要な後発事象に関する注記]

DCMホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付け及び同社との間の経営統合契約の締結について

当社は、2020年10月2日開催の取締役会において、DCMホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に係る経営統合契約を締結すること、及び、本経営統合の一環として、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要

①名称	DCMホールディングス株式会社	
②所在地	東京都品川区南大井六丁目22番7号	
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兼 COO 石黒 靖規	
④事業内容	ホームセンター事業	
⑤資本金	11,947百万円 (2020年5月31日現在)	
⑥設立年月日	2006年9月1日	
⑦大株主及び持株比率 (2020年2月29日現在)	有限会社日新企興	8.65%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.90%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4.54%
	イオン株式会社	4.28%
	DCMホールディングス社員持株会	3.09%
	牧 香里	3.08%
	石黒 靖規	3.05%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1.99%
	株式会社多聞	1.88%
株式会社かんぼ生命保険	1.73%	
⑧当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

2. 本公開買付けの概要

(1) 買付け等の期間

2020年10月5日（月曜日）から2020年11月16日（月曜日）まで（30営業日）（予定）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金4,200円

(3) 公開買付け予定株式数

買付け予定数 38,955,287 株

買付け予定数の下限 19,477,700 株

買付け予定数の上限 — 株

(4) 公開買付開始公告日

2020年10月5日（月曜日）

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年10月26日

株式会社島忠

取締役会 御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 田 秀 敏 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筑 紫 徹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島忠の2019年9月1日から2020年8月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年10月2日開催の取締役会において、DCMホールディングス株式会社との経営統合に係る経営統合契約を締結すること、及び、本経営統合の一環として、DCMホールディングス株式会社による会社の普通株式に対する

公開買付けに関して賛同する旨の意見を表明するとともに、株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月27日

株式会社 島 忠 監査等委員会

取締役（監査等委員長）	久保村 康 史 ㊟
取締役（監査等委員）	今 井 光 ㊟
取締役（監査等委員）	西 川 英 彦 ㊟

- (注) 1. 監査等委員 久保村康史氏、今井光氏及び西川英彦氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 監査等委員 田島康嗣氏は、2020年9月4日逝去により退任いたしました。なお、監査等委員の定員につきましては、法令及び定款の規定を満たしております。

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号
当社本店 3階会議室
TEL (048) 851-7711



交通のご案内

- JR線 大宮駅西口より徒歩約10分（1階本社入口よりご入場ください。）
- お車でお越しの際は、屋上駐車場にお駐めください。（屋上本社入口よりご入場ください。）

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用しています。